

仙台市特別支援教育推進プラン 2023 について

(最終報告)

仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会

目 次

仙台市特別支援教育推進プラン 2023 の全体像	P.1
第1章 策定の趣旨と位置付け	P.2
1 策定の趣旨		
2 本プランの位置付け		
3 本プランの期間		
第2章 障害のある子どもたちを取り巻く現状	P.3
1 国の動向（プラン 2018 以降）		
2 仙台市の状況		
第3章 プラン 2018 の取組状況と課題	P.6
1 テーマ「ふかめる」		
2 テーマ「つくる」		
3 テーマ「たかめる」		
4 テーマ「つなぐ」		
第4章 基本方針	P.16
1 仙台市の特別支援教育が目指す理念		
2 基本的な考え方		
3 施策の体系		
第5章 各施策及び具体的な取組	P.20
1 基本方針Ⅰ ふかめる 「多様性を認め合い、相互理解を深めることで、子ども一人ひとりが安全で、安心して過ごせる学校・地域を目指します」		
2 基本方針Ⅱ たかめる 「学校の教育力や教員の指導力を高め、子ども一人ひとりの個別最適な学び・協働的な学びにつなげます」		
3 基本方針Ⅲ つくる 「持続可能で多様性に応じることのできる教育資源を創出し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えます」		
4 基本方針Ⅳ つなげる 「学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的で一体的な切れ目のない支援の提供を目指します」		
第6章 本プランの推進にあたって	P.29
1 持続可能な開発目標（SDGs）との関連		
2 達成状況の点検及び評価		
3 多様な主体とのパートナーシップの強化による取組の推進		
4 課題やニーズに応じた的確な対応		
(資料編)	P.30
資料1 仙台市の特別支援教育の現状		
資料2 仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会		
資料3 仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会設置要綱		

仙台市特別支援教育推進プラン2023の全体像

仙台市の特別支援教育が目指す理念
大切なひとり 共に生きるみんな

👉 20 ページ

基本方針Ⅰ

ふかめる

わかつてくれて ありがとう！
あなたのこともわかりたい！



【施策】

- A 児童生徒における相互理解の促進
- B 教職員における障害理解・障害者理解の促進
- C 保護者・市民に対する特別支援教育の理解促進

👉 22 ページ

基本方針Ⅱ

たかめる

せんせい！
わかるってたのしいね！



【施策】

- D 教員の指導力・専門性の向上
- E 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実
- F 実践的研究の推進

👉 16 ページ

【基本方針Ⅰ】 ふかめる

多様性を認め合い、相互理解を深めることで、子ども一人ひとりが安全で、安心して過ごせる学校・地域を目指します。

【基本方針Ⅳ】 つなげる

学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的に一貫的な切れ目のない支援の提供を目指します。

【基本方針Ⅱ】 たかめる

学校の教育力や教員の指導力を高め、子ども一人ひとりの個別最適な学び・協働的な学びにつなげます。

👉 25 ページ

基本方針Ⅲ

つくる

あたらしい！
あつよかったです！



【施策】

- G 教育課程の適切な編成及び運用
- H 特別支援教育に関する教育環境の整備
(基礎的環境整備と合理的配慮の提供)
- I 新たに現出する課題への対応

👉 27 ページ

基本方針Ⅳ

つなげる

だれとも！



いつでも！ どこでも！

【施策】

- J 切れ目のない一貫的な支援の実現
- K 学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援
- L 本プランの理念の共有

第1章 策定の趣旨と位置付け

1 策定の趣旨

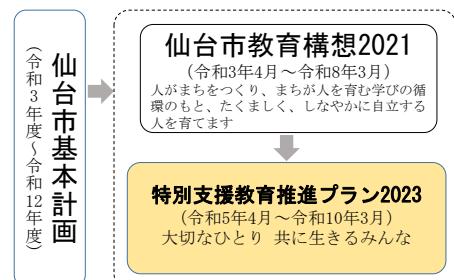
本市では、平成18年度にまとめた「仙台市における特別支援教育の在り方について（最終報告）」に基づき、草創期の特別支援教育を推進してきました。その後、特別支援教育を取り巻く状況の変化や国の障害者施策の進展等を踏まえ、「大切なひとり 共に生きるみんな」を理念とした「仙台市特別支援教育推進プラン2018」（以下、「プラン2018」と略記します）に基づき、平成30年度からの5年間、施策を展開してきました。

プラン2018が令和4年度で終了することに加え、令和3年度からは、「第2期仙台市教育振興基本計画※1）」の後継プランとして「仙台市教育構想2021」（以下、「教育構想」と略記します）がスタートし、本市教育の基本理念や基本方針が新たに定められたことから、本市の特別支援教育施策の基本的な方針について改めて検討すべき時期を迎えています。

このような状況を踏まえ、本市が目指す特別支援教育の実現に向け、今後5年間の施策の方向性を示す「仙台市特別支援教育推進プラン2023」（以下、「本プラン」と略記します）を策定するものです。

2 本プランの位置付け

本プランは、教育構想を上位計画とする、特別支援教育推進のための施策に関する基本計画として位置付けます。教育構想は、本市のまちづくりの指針である「仙台市基本計画」（令和3年度～令和12年度）が掲げる「挑戦を続ける、新たな杜の都へ」という理念を共有し、教育における基本理念として、変化が著しい時代の中で困難に向き合ったときにも、強い意志や知恵で乗り越える「たくましさ」と、柔軟に対応する「しなやかさ」を持ち、相互に支え合いながら自立して生きていく力を育むことを目指しています。その中で、主な取組方針の一つとして「多様性に応じた教育機会の確保」を掲げ、特別支援教育の充実を図ることとしています。こうした考え方のもと、本プランでは、障害のある子ども一人ひとりが適切な学びの機会を享受し、自立と社会参加に向けて能力を最大限に發揮できるよう、関係機関等と連携を図りながら必要な教育資源を創出していくとともに、引き続き、共生社会の実現を目指してインクルーシブ教育システム※2）の推進を図ってまいります。



3 本プランの期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

※1 教育振興基本計画：教育基本法の規定により、教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるために策定する基本計画で、政府が作り国会に報告することになっている。地方公共団体も国の計画を参考に、地域の実情に応じた基本計画を策定するように努めなければならない。

※2 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（出典：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年7月23日）。

第2章 障害のある子どもたちを取り巻く現状

1 国の動向(プラン 2018 策定以降)

○現行学習指導要領^{※3)}における障害のある児童生徒への配慮の明示

平成 29 年 3 月、現行の小中学校学習指導要領が告示されました。総則では、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導に関する事項が新たに明記され、障害のある児童生徒への配慮について、教科ごとに指導の工夫例が示されました。

○通級による指導を担当する教員の基礎定数化

平成 29 年 4 月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(義務標準法)が一部改正、施行され、通級による指導を受ける児童生徒数 13 人につき教員 1 人をそれぞれ算定する基準が新設され、平成 29 年度から 10 年間で段階的に実現する方針が示されました。

○学校と関係機関等^{※4)}との連携による支援

障害のある子どもの支援に関する教育と福祉の連携について、平成 30 年 3 月に文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」において取りまとめられた報告書では、各地方公共団体において、教育委員会や福祉部局が主導し、教育と福祉の連携を加速させることや障害のある子どもにかかわる関係機関等が連携していくことの重要性が示されました。また、同年 8 月、「学校教育法施行規則」の一部改正、施行により、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成を推進することや、個別の教育支援計画作成において関係機関等と情報を共有することの制度化が図られました。

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律^{※5)}等の施行

令和 3 年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(医療的ケア児支援法)では、医療的ケア児への支援における国や地方公共団体の責務が示されました。これまで「児童福祉法」(平成 28 年 6 月一部改正・施行)により、医療的ケア児への支援については、保健、医療、福祉、教育等の関連分野が連携を推進することとされていましたが、今後は、社会の責務として更に支援を充実させていくことが求められています。

その他にも、令和 4 年 5 月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行され、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る国や地方公共団体等の責務や施策の基本となる事項等について示されるなど、障害者をめぐる社会情勢は大きく変化しています。

※3 学習指導要領：文部科学省が告示する。小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校が各教科等で教える内容の根拠となる基準。幼稚園や幼保連携型認定こども園では学習指導要領にあたるものとして教育要領がある。

※4 関係機関等：医療・保健・福祉・労働等に関する業務を行う機関やその部署及び民間団体。

※5 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律：医療的ケア児を子育てる家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的でつくられた法律。「医療的ケア児」を法的に定義し、国や地方公共団体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明文化した。

2 仙台市の状況

○特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加

全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数は減少傾向にありますが、特別支援教育の対象となる児童生徒数はプラン2018がスタートした平成30年度以降も増加しています(P.30資料1参照)。

市立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害及び発達障害等の可能性のある児童生徒は、平成30年度比で695名増加しています(令和4年度)。

また、市立小中学校におけるLD・ADHD^{※6)}等通級指導教室への通級児童生徒については増加傾向が更に顕著で、平成30年度比で2.3倍に増えています(令和4年度)。平成30年4月に、高等学校等における通級による指導も制度化され、本市においても令和2年度から指導が開始されています。

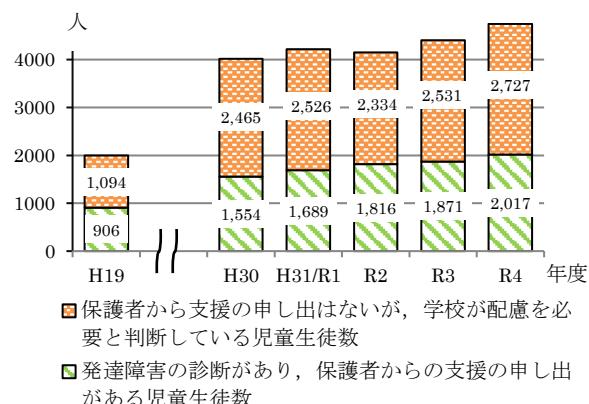
○教員の指導力向上に向けた取組の推進

右の表の通り、特別支援学級担任のおよそ6割は、特別支援教育経験年数6年未満(令和4年度)となっており、指導力の向上を図る取組を推進していく必要があります。

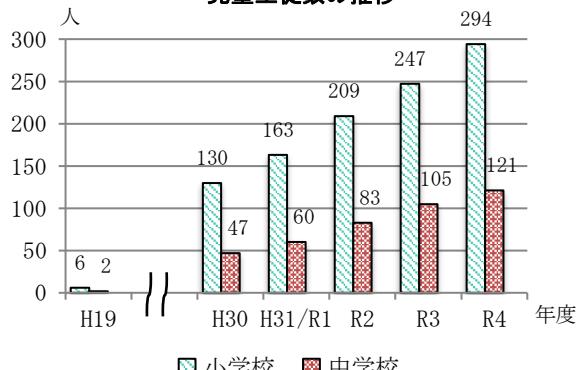
○GIGAスクール構想^{※7)}の実現に向けた取組の推進

令和元年12月には、国からGIGAスクール構想が示され、本市においても1人1台端末環境を整備し、令和4年度からはICT支援員^{※8)}を全校に配置するなど、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力の一層確実な育成に結び付けられるよう、取組を開始しています。

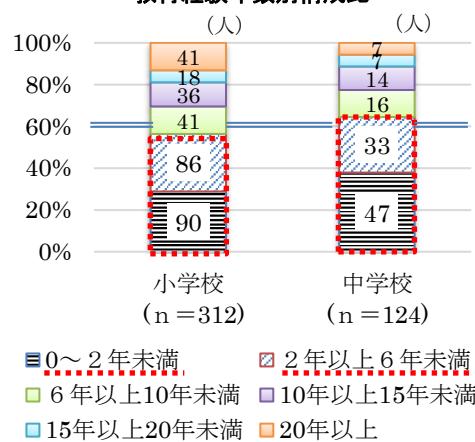
市立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害及び発達障害等の可能性のある児童生徒数の推移



LD・ADHD等通級指導教室を利用する児童生徒数の推移



特別支援学級担任の特別支援教育経験年数別構成比



※6 LD・ADHD：LDは「Learning Disabilities(学習障害)」の略称。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示す。ADHDは「Attention Deficit Hyperactivity Disorder(注意欠陥多動性障害)」の略称。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

※7 GIGAスクール構想：GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略称。児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

※8 ICT支援員：ICTは「Information and Communications Technology」の略称。授業や校内研修、環境整備、校務支援など、学校でのICT活用を支援する外部人材。全ての仙台市立学校に週1日派遣されている。

特別支援教育をめぐる国の動向及び本市の状況変化

国の動向		仙台市における状況変化	
		●特別支援教育関係 ○関連条例等	
月	平成 月		
学校教育法等改正	● 3		
特別支援教育の本格的実施（文部科学省通知）	● 4		
・「特殊教育」から「特別支援教育」へ ・盲、聾、養護学校から特別支援学校へ ・特別支援学校のセンター的機能 ・小中学校における特別支援教育の推進			
特別支援教育の草創期			
改正障害者基本法施行	○ 8		
共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育部会報告）	● 7		
・合理的配慮、基礎的環境整備 ・多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進			
改正学校教育法施行令施行	● 9		
・認定就学制度廃止、本人・保護者の意思を可能な限り尊重した就学制度 障害者権利条約批准	○ 1		
・インクルーシブ教育システムの理念・合理的配慮			
改正学校教育法施行規則施行	● 4		
・高等学校、特別支援学校高等部における病気療養児を対象とした特例制度			
個別の教育支援計画・指導計画	障害者差別解消法施行 ○ 4		
・差別の禁止、合理的配慮の提供等 改正発達障害者支援法施行 ○ 8			
・発達障害児早期発見と幼少期からの適切な発達支援 ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進			
小学校・中学校学習指導要領告示	● 3		
義務標準法改正（通級による指導の教員定数の基礎定数化）	● 4		
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領告示	● 4		
高等学校等における通級による指導の制度化	● 4		
改正学校教育法施行規則施行	● 8		
・個別の教育支援計画作成における関係機関との情報共有の制度化 小中学校段階の病気療養児に対する同時双方向型授業配信の制度化	● 9		
特別支援学校高等部学習指導要領告示	● 2		
高校における特別支援			
教育	※新型コロナウイルス感染症による臨時休校（～5月） ○ 3		
改正学校教育法施行規則施行	● 4		
・高校生における遠隔教育			
新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告	● 1		
GIGAスクール構想 ICT活用推進	○ 9		
特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告	● 3		
・全ての新規採用教員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験する等 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	○ 5		
月	平成 月		
4 ● 鶴谷特別支援学校へのOT・PT配置 4 ● 特別支援教育実践研究協力校事業 7 ● 仙台市における特別支援教育の在り方について	● 4		
4 ● LD・ADHD等通級指導教室モデル事業	● 4		
4 ● 鶴谷特別支援学校へのST配置	● 4		
4 ● 特別支援学級指導支援員配置	● 4		
4 ● 医療的ケア児における巡回指導医開始	● 4		
7 ● 共生社会 インクルーシブ 教育システムの 構築	● 7		
4 ● 合理的配慮の提供	● 4		
3 ● 個別の教育支援計画作成のための基礎資料	● 3		
4 ○ 仙台市障害者差別解消条例施行 4 ● 特別支援教育介助員配置	● 4		
4 ○ 第2期仙台市教育振興基本計画開始 4 ● 特別支援学級指導支援講師配置	● 4		
4 ● プラン2018開始 4 ● 特別支援学級パワーアップサポート事業	● 4		
5 ● 特別支援教育課だより「ONE POINT」 4 ● 病気療養児に対する遠隔教育推進事業 4 ● 令和2年度版仙台市の特別支援教育発行 4 ● 市立小学校に多層指導モデルMIM導入	● 5		
4 ○ 仙台市教育構想2021開始 4 ● GIGAスクール構想に基づく1人1台端末 4 ● 教育委員会内に指導看護師を配置 4 ● LD等通級指導巡回モデル事業 4 ● オンラインでの居住地校交流等 5 ● 障害のある幼児の入学ガイダンス 11 ● 仙台市の就学支援の在り方について（報告） 12 ● 特別支援教育フェスティバル開催 2 ○ 仙台市児童クラブ実施要綱等一部改正 6 ○ 全市立学校にICT支援員配置	● 4		

第3章 プラン 2018 の取組状況と課題

本市では、プラン 2018 に掲げた「大切なひとり 共に生きるみんな」の実現に向け、私たち市民が育てたい子ども像を「認め合い、学び合う仙台の子ども」とし、平成 30 年度から、次の4つのテーマに沿って特別支援教育の施策を展開してきました。

以下では、これまでの主な取組状況をテーマごとに振り返り、課題や今後の展望を示します。

1 テーマ「ふかめる」

(1) 障害理解教育の推進

主な取組状況

- 毎年、市立小中学校 10 校において心のバリアフリー推進事業^{※9)}を実施し、報告書を市立学校に配付するなど、障害理解教育の参考事例を紹介しました。
- 生命の大さやいじめ根絶について、深く考え、人権教育を推進するために教育委員会が作成した資料「みとめあう心」を活用した授業や各種体験プログラム^{※10)}の実施等を通して、児童生徒の他者理解に関する様々な気付きを促してきました。
- 障害理解教育に資する啓発資料の作成・配付を行い、保護者や教職員の理解促進を図りました。

プラン 2018 計画期間中に作成・配布した啓発資料



平成 30 年度

令和元年度

令和 2 年度

令和 3 年度

課題・今後の展望

- ◆今後も、啓発資料の作成・配付や障害のある当事者を招いての各種体験プログラムの活用を図りながら、障害理解教育を一層推進していく必要があります。障害理解教育に関する情報発信を積極的に行い、学校が情報を得やすくなるような取組も必要です。
- ◆より効果的に障害理解・障害者理解を推進するために、児童生徒、教職員、保護者・市民など、理解を深める対象を明確にして取り組むことが必要です。

※9 心のバリアフリー推進事業：障害者スポーツや障害者の文化・芸術活動を通した交流及び障害のある当事者を招請しての学習や障害体験プログラムにより、障害理解や差別解消に関する教育の一層の充実を図るとともに、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育み、多様性を尊重する共生社会の形成を推進することを目的とした事業。毎年、教育委員会が10校を認定している。

※10 各種体験プログラム：心のバリアフリー推進事業と同様の趣旨で、障害当事者からの講話やハンディキャップ体験（車いす体験、白杖体験など）等を行う事業。障害理解を推進するための体験活動を検討している学校に、教育委員会が協力団体を紹介する。「ともに生きるプログラム」や「ココロンスクール」などがある。

主な取組状況

○特別支援教育コーディネーター養成研修、特別支援教育実践研究協力校^{※11)}（以下、「実践研究協力校」と略記します）報告会等の各種研修会や、発達障害児教育検討専門家チーム^{※12)}（以下、「専門家チーム」と略記します）による検討会において、愛着障害など新たに課題となっている障害についても教職員の理解促進を図りました。その結果、児童生徒の行動の背景を理解しようとする視点が広く浸透し、教職員の対応力も徐々に向上してきています。

課題・今後の展望

- ◆今後も、児童生徒の多様性に応じた指導や支援を行うために、校内における特別支援教育の推進役である特別支援教育コーディネーターの養成研修のほか、現在実施している管理職研修、その他教員を対象とした各種研修において、様々な障害に関する内容を取り上げ、教員一人ひとりの理解を深めていく必要があります。
- ◆より対応が難しい事例については、障害の基本的な理解はもとより、当該児童生徒の背景理解などの確かなアセスメントが不可欠であり、教員の指導力の向上が必要です。

（3）交流及び共同学習^{※13)} の充実

主な取組状況

○特別支援教育コーディネーター連絡協議会や実践研究協力校の取組、心のバリアフリー推進事業等で交流及び共同学習の好事例を紹介し、各校の取組を促してきました。
○居住地校交流^{※14)}では、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、オンラインによる交流や作品や手紙の交換等による間接交流など、新たな形態での交流を行いました。

課題・今後の展望

- ◆心のバリアフリー推進事業を活用した交流及び共同学習は、児童生徒が相互に理解を深める上で有効であり、今後も実施校を増やしていく必要があります。また、オンラインや間接交流など状況に応じた交流及び共同学習についても継続していく必要があります。

（4）保護者・市民への啓発

主な取組状況

○実践研究協力校の報告会、市民団体との共催による児童生徒作品展等を通して、障害のある児童生徒の理解促進を図ってきました。令和3年度からは特別支援教育フェスティバル^{※15)}を開催し、特別支援教育に関する理解啓発を行っています。
○令和2年度以降、コロナ禍により活動の変更や中止が多い状況でしたが、学校によっては近隣校と共に地域の中で児童生徒の作品展等を開催するなどの取組も見られます。

課題・今後の展望

- ◆市民団体との共催による児童生徒作品展は保護者、市民の理解啓発を促す有効な取組であり、今後も継続していく必要があります。また、新型コロナウイルス等の感染症を想定した新しい生活様式による工夫した取組も継続・充実させていく必要があります。

※11 特別支援教育実践研究協力校：特別支援教育の実践的研究を行う市立学校(園)を教育委員会が指定し、実践結果を整理し報告することを通して、他の市立学校(園)の取組への活用を図り、市全体の特別支援教育の充実を図ることを目的とする事業。

※12 発達障害児教育検討専門家チーム：医師、臨床心理士、学識経験者等の専門家によるチームを編成し、市立学校(園)からの申し出に応じて発達障害の児童生徒に対応するための校(園)内委員会を支援するとともに、望ましい教育的対応について専門的な意見の提示や助言を行うことを目的として設置しているもの。

※13 交流及び共同学習：障害のある子どもと障害のない子どもが、学校教育の一環として活動を共にすること。障害者基本法のほか、小中学校及び特別支援学校の学習指導要領にも示されており、積極的に推進することとされている。

※14 居住地校交流：特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の中学校の児童生徒と学習活動等の交流を行うこと。

※15 特別支援教育フェスティバル：障害者週間（12月3日～12月9日）の時期に合わせて、仙台市教育委員会が主催する、本市における特別支援教育の理解促進を目的とした市民への啓発活動。

2 テーマ「つくる」

(1) 多様な学びの場の充実

主な取組状況	
○令和3年度から通級巡回指導モデル事業 ^{※16)} を開始しました。本人・保護者の通級指導校への通学負担の軽減、通級指導校と在籍校との連携の充実が図られました。	通級巡回指導モデル事業対象校
	令和3年度 小学校9校・中学校7校
	令和4年度 小学校13校・中学校7校
課題・今後の展望	
◆今後も多様な学びの場の充実を図るとともに、本人・保護者が多様な学びの場を柔軟に選択、活用できるように、令和3年11月にまとめられた「仙台市の就学支援の在り方について（最終報告）」 ^{※17)} を踏まえて、関係機関と連携しながら就学前も含めた早期からの一貫した支援体制の充実を図る必要があります。	

(2) 管理職のリーダーシップによる体制の充実

主な取組状況	
○指導主事等による学校訪問、専門家チームによる校内検討会において、管理職がリーダーシップを発揮できるよう取組の方向性を示したり、関係機関との連携の進め方について助言したりしました。	
課題・今後の展望	
◆特別支援教育を担当した経験のある管理職の割合は高いとは言えない状況であることから、管理職がリーダーシップを発揮して校内体制を構築していくように、今後も管理職に対する研修等を充実させていく必要があります。	

(3) 校内就学支援体制の充実

主な取組状況	
○校内での円滑な就学支援に資するため、毎年度初めに就学支援に関する説明会を実施するとともに、「令和2年度版仙台市の特別支援教育」「就学支援の手引き」「個別の教育支援計画作成のための基礎資料 ^{※18)} 」等の刊行物や資料を作成し、各校に提供しています。	
課題・今後の展望	
◆特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター、管理職等については各種研修の受講や刊行物等の活用により、就学支援や教育相談に関する資質向上を図ってきましたが、今後は更に全ての教員が特別支援教育の視点を踏まえた指導・支援を行っていくような取組も検討していく必要があります。	

※16 通級巡回指導モデル事業：本市における通級による指導に係る体制づくりの一環として、事業対象の通級指導校（モデル校）において、エリア内の学校に対しては原則として巡回による指導を行う体制を整え、その効果や課題を明らかにし、改善を図ることを目的とした事業。

※17 仙台市の就学支援の在り方について（最終報告）：本市の就学支援の在り方について検討することを目的に設置された「仙台市の就学支援の在り方検討委員会」による報告書。本市における障害のある児童生徒の就学先決定のための仕組み、就学先決定のための教育相談、市就学支援委員会の審議等の在り方等についての提言がなされている。

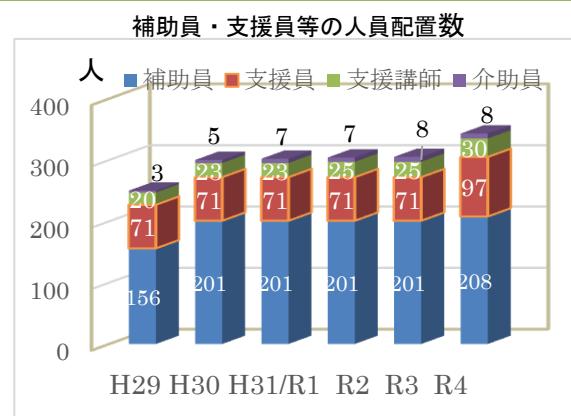
※18 個別の教育支援計画作成のための基礎資料：次年度就学を迎える幼児を対象とした教育相談会を通して、保護者から教育委員会に提供された子どもに関する情報を、保護者の同意のもとに教育委員会が1枚のシートにまとめた資料。作成された資料は、個別の教育支援計画作成に資するため、保護者及び入学予定校に送付される。

(4) 多様なニーズに対応するための支援体制の充実

主な取組状況

○児童生徒の教育的ニーズに応じて、特別支援教育指導補助員、特別支援学級指導支援員、特別支援学級指導支援講師、特別支援教育介助員、(以下、それぞれ「補助員」、「支援員」、「支援講師」、「介助員」と略記します)、看護師、作業療法士(Occupational Therapist:以下、「OT」と略記します)、理学療法士(Physical Therapist:以下、「PT」と略記します)、言語聴覚士(Speech Therapist:以下、「ST」と略記します)等を配置し、専門性に応じた研修を実施しています。また、令和3年度から、教育委員会内に指導看護師^{※19)}を1名配置し、医療的ケア児に対する支援の充実を図っています。

○病気療養児に対する遠隔教育の環境整備及び運用体制を整え、入院中の当該児童生徒が在籍校の学級担任等とオンラインでつながることで学習機会が確保されました。



課題・今後の展望

◆子ども一人ひとりが教育的ニーズに応じた支援を受け、安定した学校生活を送ることができるようにするために、引き続き、補助員等の人員配置を適切に行う必要があります。

(5) 基礎的環境整備と合理的配慮の提供

主な取組状況

○教員を対象とした各種研修会の実施や啓発資料の作成・配付等により、基礎的環境整備と合理的配慮の提供^{※20)}に関する理解促進を図りました。また、ユニバーサルデザイン^{※21)}の考え方と関連させながら、合理的配慮の提供についての理解を深めてきました。

○GIGAスクール構想の実現に向け、義務教育段階の児童生徒に1人1台の端末を配備しました。また、ディジタル教科書^{※22)}が使用できるように学習環境を整えました。

課題・今後の展望

◆各授業場面において個別の指導計画に基づく合理的配慮を適切に提供していくこと、ICTを活用した合理的配慮の実践例等を蓄積し、市内各校で情報を共有することなど、今後、更なる実践の積み重ねが必要です。

※19 指導看護師：教育委員会内に配置され、主として学校看護師を支援する業務（医療的ケアに対応する学校看護師の相談対応や実地研修の指導・助言等）を行い、学校看護師の医療面の不安の解消とスキルアップを図る。

※20 基礎的環境整備と合理的配慮の提供：障害のある子どもに対する支援については、法令に基づきまたは財政措置により、各地方公共団体は教育環境の整備を行う必要がある。これらは合理的配慮の基礎となる環境整備であり、「基礎的環境整備」と呼ばれている。「合理的配慮」は、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」とされている。

※21 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力にかかわらず利用ができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

※22 ディジタル教科書：・ディジタル（DAISY）とは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳される。ディジタル教科書は、通常の教科書と同様の文章、画像を使用し、ユーザーは音声を聞きながらハイライトされたテキストを読むこと等ができる。

(6) 特別支援教育コーディネーターの活動の充実

主な取組状況

○各校(園)の特別支援教育コーディネーターが一堂に会して情報共有や研修等を行う「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」に、幼稚園・保育所・児童館担当者等も加えた取組を展開しています。本協議会は本市独自のシステムであり、各中学校区における特別支援教育推進の貴重な教育資源となっています。

課題・今後の展望

- ◆特別支援教育コーディネーターの多くが学級担任等の校務を兼任しているため、時間的な制約からコーディネート機能を十分に発揮できない場合があります。特別支援教育コーディネーターの活動を充実させるための条件整備について検討していく必要があります。
- ◆教員の世代交代が進むことが見込まれることから、特別支援教育コーディネーターの年齢構成の偏りを是正する工夫を行いつつ、今後も毎年度90名程度の特別支援教育コーディネーターを養成していく必要があります。

(7) 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実

主な取組状況

- 鶴谷特別支援学校に配置しているOT、PT、ST及び担当教員を市立小中学校に派遣し、個別の指導計画の作成や校内環境調整に関する助言を行いました。
- 教員向けの研修や保護者対象の研修を実施しました。令和3年度からはコロナ禍における新たな取組として研修動画のWEB配信を開始しました。

課題・今後の展望

- ◆現在行っている市立小中学校からの要請に基づくOT、PT、STによる学校訪問や、研修会の実施を継続するとともに、特別支援学級の指導力を向上させるため、鶴谷特別支援学校が有するノウハウを生かした助言や支援を行うなど、新たな取組を検討していく必要があります。
- ◆WEB配信を利用した研修等を充実させていくとともに、市内小中学校の特別支援学級担任が受講しやすい時期に研修を設定したり、研修内容の精選を図ったりするなど、鶴谷特別支援学校のセンター的機能を更に充実させていく必要があります。

(8) 高等学校等における特別支援教育体制の充実

主な取組状況

- 毎年、全ての高等学校・中等教育学校(後期課程)が実践研究協力校の認定を受け、各校の課題に応じた校内研修等を行ってきました。
- 通級による指導については他都市の先進校を視察し、令和2年度から仙台大志高等学校において通級による指導を開始しました。

課題・今後の展望

- ◆高等学校等においても徐々に特別支援教育への理解が浸透してきていますが、今後も理解の促進を図る必要があります。また、高等学校等における通級による指導については、対象となる生徒や保護者に対して、中学校段階から情報提供を行うなど、適切に支援に結びつくような取組が必要です。

3 テーマ「たかめる」

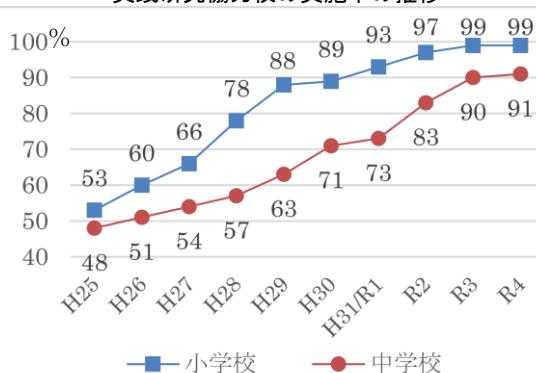
(1) 教員の指導力の向上

主な取組状況

○令和2年度から多層指導モデルMIM^{※23)}を市立小学校に導入し、学習の基礎となる読みの力を高める効果的な取組を行いました。また、大学との連携による読み書きに困難のある児童生徒への支援充実モデル事業を小学校4校、中学校2校で実施し、実践的研究を推進してきました。モデル事業の対象となった小中学校においては、読み書きに困難のある児童生徒への理解が深まり、指導力の向上につながりました。

○特別支援教育の推進を目的とした実践研究協力校については、毎年20校ずつ（令和4年度からは10校ずつ）取組を行ってきました。認定を受けた小中学校の割合は90%を超えていまます。（高等学校の認定率は100%）。

実践研究協力校の実施率の推移



課題・今後の展望

◆通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の数は年々増加していることから、全ての教員が障害のある児童生徒への理解を深め、指導力を向上させていく取組を一層推進していくことが必要です。

(2) 通常の学級・特別支援学級・通級指導教室の教育力の向上

主な取組状況

○学校訪問、特別支援学級パワーアップサポート事業^{※24)}等を通して、指導主事等が特別支援学級担任、通級指導教室担当者に指導・助言を行っています。また、学校の要請に基づき、専門家チーム、学校生活支援巡回相談^{※25)}による外部専門家等を派遣し、学校を支援しています。その結果、派遣先の学校においては組織としての対応力が向上し、当該児童生徒の状態の改善が見られました。

課題・今後の展望

◆特別支援学級担任、通級指導教室担当者の中には特別支援教育経験の浅い教員もいることから、指導力の向上が課題となっています。特に、学級数が少ない障害種（弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱）においては、同職種の教員同士で研修する機会が少ないことから、担任の指導力の向上に向けた取組を充実させていく必要があります。

※23 多層指導モデルMIM：Multilayer Instruction Modelの略称。読み書きに困難のある児童生徒のつまずきを早期に把握し、改善・克服するための効果的な指導法及び支援システム。

※24 特別支援学級パワーアップサポート事業：特別支援学級等の学習指導や学級運営等に関して専門性のある退職校長等の職員が学校を訪問し、特別支援学級担任等に指導・助言を行い、教員の資質能力の向上を図ることを目的とした事業。

※25 学校生活支援巡回相談：発達障害に関連する行動やいじめ、不登校等、特別な配慮を必要とする児童生徒の対応について専門の知識を有する巡回相談員が学校を訪問し、教職員に対して指導・助言を行う。

(3) 通級による指導の充実

主な取組状況

- 通級指導教室担当者を対象とした専門的な研修を行ってきました。受講者自らが研修テーマを設定し、主体的に研究を進める活動を取り入れるなどの工夫を行いました。
- 新担当者については指導主事等が直接授業の様子を参観するなど、指導・助言を行いました。

通級指導教室担当者の研修

研修テーマの例
指導開始時における教育相談について (H30)
発達特性に配慮したことばの指導 (H31/R1)
研究授業に基づくグループ協議 (R2)
読み書きの困難な児童生徒への支援 (R3)



課題・今後の展望

- ◆通級による指導を受ける児童生徒の数は年々増加しており、指導者の育成は大きな課題となっています。中長期的な展望のもと、今後も各種研修等により通級指導教室担当者の力量を高めていく取組が必要です。

(4) 鶴谷特別支援学校の教育力の向上

主な取組状況

- 国立特別支援教育総合研究所専門研修（2か月間）に職員を派遣し、研修で得た知見を校内研修に役立てました。また、実践研究協力校の認定を受け、市立小中学校への情報発信を充実させるなど、鶴谷特別支援学校のセンター的機能を高めるための研究を行いました。

課題・今後の展望

- ◆今後も鶴谷特別支援学校に在籍する児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が行われるように、国の動向や社会情勢を踏まえた教育課程の編成、改善を行っていく必要があります。
- ◆本市で唯一の特別支援学校である鶴谷特別支援学校は、今後も市立学校（園）のニーズに応じ、適切な助言、情報提供を行うなど、教員の専門性を高めながら、センター的機能の一層の充実を図る必要があります。

4 テーマ「つなぐ」

(1) 学校・家庭・地域社会の連携の充実

主な取組状況

○啓発資料の作成や特別支援教育フェスティバル等における展示などを通して、校内での特別支援教育の推進役を担う特別支援教育コーディネーターの存在が広く知られるようになりました。また、鶴谷特別支援学校においては、花壇の植栽や清掃活動などを通じて地域の方々との交流活動を続けています。

課題・今後の展望

◆新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域の方々と児童生徒との直接的な関わりが制限されていますが、その一方で交流のオンライン化が進むなど、それを補う取組が着実に進んできています。これらの新たな取組も加えながら、交流の在り方や進め方について、持続可能な方法を模索していく必要があります。

(2) 関係機関の相互連携の強化

主な取組状況

○障害のある児童生徒の放課後の支援に関して、教育、福祉、子育ての担当部局が協議会を実施し、連携の在り方等について継続的に検討を行っています。

○子供未来局と連携し、「5歳児のびのび発達相談※26」担当者との情報共有等を行っています。就学支援に関する情報を共有したことにより、就学前の幼児を担当する職員が「障害のある新就学児の教育相談会」や入学後の就学支援等に関する理解を深めています。

課題・今後の展望

◆障害のある児童生徒が放課後活動の場として多く利用している児童館や放課後等デイサービス事業所※27等との連携を推進していくとともに、各関係機関において作成される支援計画が相互に関連性を持てるような方策を検討していくことが必要です。

◆健康福祉局や子供未来局との連携を更に強化し、就学前の幼児の保護者が早期から就学支援に関する情報を適切に得ることができるような体制を作っていく必要があります。

(3) いじめの防止・不登校等予防への対応

主な取組状況

○教育委員会が編集・刊行した「いじめ対策ハンドブック」に、特別な配慮を要する児童生徒への対応に関する内容を記載しました。同資料は市立学校の全教職員に配付し、いじめの防止に向けた取組に生かされています。

○特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、不登校支援コーディネーターやいじめ対策担当教諭※28と連携して指導に当たっている実践事例を紹介しました。

課題・今後の展望

◆特別な配慮を必要とする児童生徒は、対人関係や環境の変化等によるストレスを適切に表現できない場合があることから、いじめや不登校の早期発見・早期対応につなげられるよう、教員一人ひとりの力量の向上が必要です。特に、発達に課題があり配慮を要する児童生徒のいじめ・不登校については、一人ひとりの背景理解を十分に行い、相談支援に関わる関係機関※29とも連携を深めながら適切に対応していく必要があります。

※26 5歳児のびのび発達相談：本市が各区役所・総合支所で実施する5歳の子どもを対象とした発達に関する相談。

※27 放課後等デイサービス事業所：主に特別支援学級や特別支援学校に在籍している障害児に対し、放課後、休日、夏休み等の長期休業期間中に遊びやレクリエーションなどを通じ、生活経験を広げる場を提供する施設。

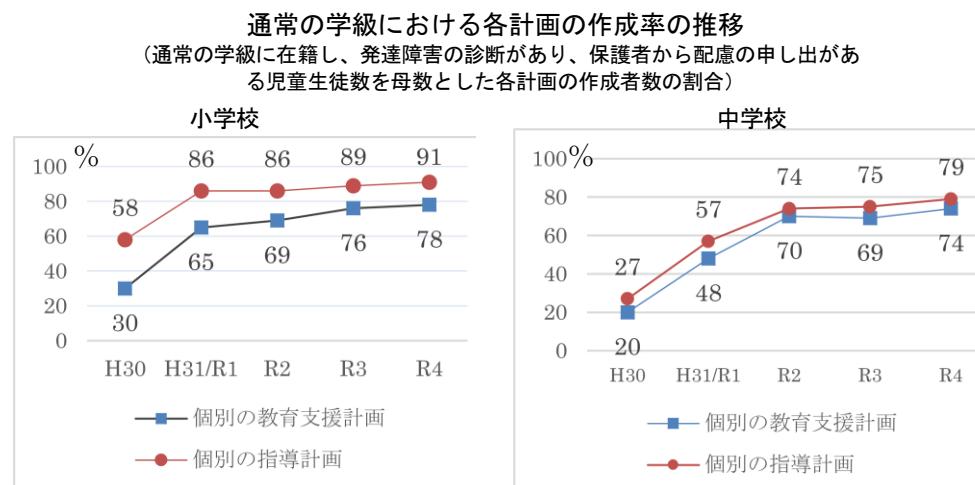
※28 いじめ対策担当教諭：市立の全小中学校・中等教育学校及び特別支援学校へ、いじめ対策の中核を担う「いじめ対策担当教諭」が配置されており、各学校におけるいじめ対策のコーディネーターとしての役割を果たしている。

※29 相談支援に関わる関係機関：本プランでは、北部・南部発達相談支援センター、自閉症児者相談センター、各区の障害者相談支援事業所、児童相談所、子供相談支援センター、適応指導センター等を指す。

(4) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用の推進

主な取組状況

- 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒については全員「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成しています。これらの計画は小学校から中学校への引継ぎの際にも活用されています。
- 通常の学級に在籍し、発達障害の診断があり、保護者から配慮の申し出がある児童生徒における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成率は増加傾向にあります。



課題・今後の展望

- ◆多様化する児童生徒の実態に応じた指導・支援を行うため、今後も「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」について活用の推進を図っていく必要があります。

(5) 幼保小・小中・中高の連携の強化

主な取組状況

- サポートファイル^{※30)}は「障害のある新就学児の教育相談会」等において毎年200名近くの保護者が持参しており、積極的に活用されています。また、仙台中高連携サポートシート^{※31)}の活用については年々増加傾向にあり、支援の必要な一定程度の生徒に対してシートを活用した引継ぎを行うことができました。また、学校独自の様式による高等学校への引継ぎも行われるなど、「個別の教育支援計画」等を活用した引継ぎの重要性は浸透していると考えられます。

課題・今後の展望

- ◆幼保・小・中・高等学校等の縦のつながりとともに、児童館、放課後等デイサービス等との横のつながりを充実させていくためにも、引継ぎにおける「個別の教育支援計画」等の活用方法について学校間や関係機関との間で情報を共有するなど、連携を更に強化する必要があります。

※30 サポートファイル：特別な支援や配慮を要する子どもが、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられるよう、保護者と相談機関、医療機関、学校等の関係者（機関）が子どもの情報を共有することを目的に、本市において活用しているファイル。

※31 仙台中高連携サポートシート：発達障害があつて特別な支援や配慮が必要な生徒について、高等学校における適切な支援につなぐため、保護者の希望を前提にして中学校と高等学校の間で引き継ぐ際に使用するシート。

(6) 「仙台自分づくり教育^{※32}」・就労支援の推進

主な取組状況

- 特別支援教育課が定期的に発行している教員向けの通信「ONE POINT」において、「仙台自分づくり教育」をテーマに、進路に関する情報を掲載しました。
- 鶴谷特別支援学校においては、校内での作業や就業体験活動、産業現場等における実習に積極的に取り組んできました。
- 民間団体と連携し、障害のある児童生徒の生涯学習に関する意見交換や効果的な取組についての検討を行いました。

課題・今後の展望

- ◆障害のある児童生徒が生涯にわたり主体的に学び続けられるような支援の在り方等について、生涯学習施策を行う部署とも連携した、ライフステージに応じた切れ目ない支援について更に充実させていく必要があります。

※32 仙台自分づくり教育：小学校から高等学校までの発達段階に応じて、人との関わりを大切にしながら「学ぶこと」「働くこと」「生きること」をつなぎ、児童生徒一人ひとりが社会的・職業的に自立した大人になるための力を育む本市独自の教育。

第4章 基本方針

1 仙台市の特別支援教育が目指す理念

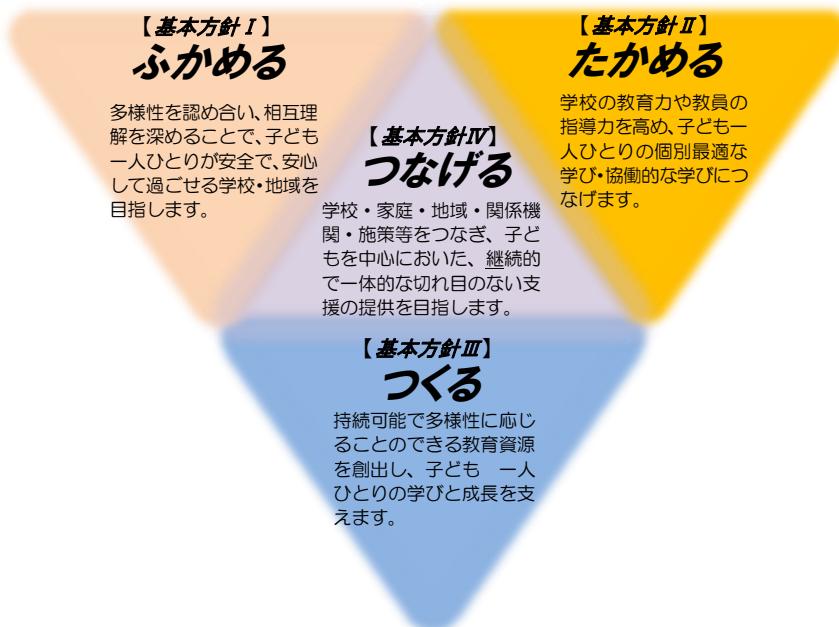
大切なひとり 共に生きるみんな

本プランでは、プラン2018の基本理念を継承し、これから本市の特別支援教育が目指すものを、「大切なひとり 共に生きるみんな」と定めます。今後、本市では、「障害の社会モデル^{※33)}」の考え方を踏まえつつ、子ども一人ひとりを大切にした教育の実施と、「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を両輪として、急速に進む技術革新など時代の変化にも対応した特別支援教育を推進していきます。特に、ICTは障害のある子どもの可能性を大きく広げるものであり、かつ、社会参画の促進に寄与するという点においても重要なツールとなっています。こうしたICTの有効性に着目し、障害のある子ども一人ひとりが、自己選択、自己決定の力を高め、誇りを持って成長していくよう、最新の技術を取り入れた取組を進めています。

2 基本的な考え方

(1) 4つの基本方針

プラン2018で掲げた4つのテーマを踏襲しつつ、各テーマが示す内容について再定義することにより、各施策を通して目指すべき目標をより明確にしました。これにより、本プランでは「テーマ」という呼称を改め、「基本方針」としました。子どもとの関連性がより強い基本方針Ⅰ「ふかめる」と基本方針Ⅱ「たかめる」、他の基本方針を下支えする基本方針Ⅲ「つくる」、そして全ての基本方針を結び付ける基本方針Ⅳ「つなげる」。この4つの基本方針で子ども一人ひとりを支えていきます。



(2) 育てたい子ども像

プラン 2018 で掲げた育てたい子ども像である、「認め合い、学び合う仙台の子ども」を、本プランにおいても継承します。人と人が相互に認め合うためには、自分自身に対する自己肯定感、他者への信頼など、心の豊かさを保つことが大切です。また、共に学び合うことは、子ども自身の自尊心や自己有用感を培い、学びへの意欲を高めることにもつながっていきます。これらの育みの中で、自己選択・自己決定の力やその人なりの自己理解の深化、自己表現力が養われ、「仙台市教育構想 2021」が掲げる「たくましく、しなやかに自立する人」の育成につながるものと考えます。

(3) 目指したい学校の姿

本市の特別支援教育が目指す基本理念である「大切なひとり 共に生きるみんな」を実現していくためには、学校が推進役となり、家庭や地域と連携を図りながら、その役割を果たす必要があります。全ての市立学校（園）が本プランの趣旨を踏まえ、本人・保護者、地域のニーズに応える、安全・安心な学校づくりを推進できるようにします。また、障害のある子ども一人ひとりが必要な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸長させられるように努めます。

また、教員一人ひとりが、「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、障害による学習上、生活上の困難について子ども一人ひとりの立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考える取組を進めています。

(4) 目指したい地域の姿

障害のある子ども一人ひとりが、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を、様々な生活場面で最大限に発揮しながら生活していくためには、学校や家庭を含む地域社会に、障害のある子どもに対する理解の輪を広げていくことが大切です。子どもたちが安全・安心な地域交流を日常的に行うとともに、スポーツ、文化芸術活動等に親しむことは、生涯学習への意欲を育み、学校卒業後の豊かな生活にもつながるものと考えられます。子どもを取り巻く地域社会にも、「障害の社会モデル」の考え方^が広く浸透するように取り組むとともに、家庭や地域にある多様な主体と一緒にした各施策推進を図ります。

(5) ICT の積極的な活用など変化していく社会に対応できる特別支援教育

これまで蓄積してきた特別支援教育の指導方法・指導技術を大切にしつつ、時代の変化にも対応した特別支援教育を推進します。特に、ICT は、障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じて活用することにより、学習効果を高めたり、障害による困難を改善・克服したりするための有効な手段となります。こうした観点から、特別支援教育においても学びを保障するための ICT 活用の取組を推進するとともに、学校、家庭、地域における情報モラル教育・情報セキュリティ教育を推進し、障害のある子ども一人ひとりが、その持てる力を最大限に発揮して成長していくように支援していきます。

※33 障害の社会モデル：障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む)のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。一方、「障害」を個人の心身機能によるものとし、個人的な問題として捉える考え方は「医学モデル」と呼ばれている。

3 施策の体系

	基本方針	施策
基本方針Ⅰ ふかめる	<p>多様性を認め合い、相互理解を深めることで、子ども一人ひとりが安全で、安心して過ごせる学校・地域を目指します。</p>	<p>A 児童生徒における相互理解の促進</p> <p>B 教職員における障害理解・障害者理解の促進</p> <p>C 保護者・市民に対する特別支援教育の理解促進</p>
基本方針Ⅱ たかめる	<p>学校の教育力や教員の指導力を高め、子ども一人ひとりの個別最適な学び・協働的な学びにつなげます。</p>	<p>D 教員の指導力・専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1 全ての教員 - 2 主に特別支援学級担任・通級指導教室担当者 - 3 主に特別支援学校教員 - 4 管理職 - 5 特別支援教育コーディネーター <p>E 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実</p> <p>F 実践的研究の推進</p>
基本方針Ⅲ つくる	<p>持続可能で多様性に応じることのできる教育資源を創出し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えます。</p>	<p>G 教育課程の適切な編成及び運用</p> <p>H 特別支援教育に関する教育環境の整備（基礎的環境整備と合理的配慮の提供）</p> <p>I 新たに現出する課題への対応</p>
基本方針Ⅳ つなげる	<p>学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的に一貫的な切れ目のない支援の提供を目指します。</p>	<p>J 切れ目のない一貫的な支援の実現</p> <p>K 学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援</p> <p>L 本プランの理念の共有</p>

事業	具体的取組の例
1 各教科等での理解促進	特別の教科「道徳」の教材等／心のバリアフリー推進事業／ココロンスクール／ともに生きるプログラム／オンライン交流や間接交流
2 交流及び共同学習の推進	
3 居住地校交流の推進	
4 校内での理解促進	児童生徒の理解・支援に関する校内会議／関係機関との支援者会議／特別支援教育推進資料
5 関係機関との情報共有による多角的な児童生徒理解の推進	
6 特別支援教育推進資料等による理解促進	
7 特別支援教育の理解促進	私たちの作品展／特別支援教育フェスティバル／とも生きアート展／本プラン分かりやすい版
8 障害のある児童生徒の地域交流の推進	
9 本プランの積極的広報	
10 特別支援教育の基本的理解の推進 (D-1)	特別支援教育課だより ONE POINT／特別支援教育推進資料(B再掲)／指導補助員配置申請校訪問／フレッシュ先生研修／中堅教諭等資質向上研修
11 特別支援教育の視点を持った学級経営・授業づくりの推進 (D-1)	
12 校内外の教育資源を活用した課題解決力の向上 (D-1)	
13 特別な教育課程の編成及び個別の教育支援計画等の作成方法の習熟 (D-2)	指導主事学校訪問／パワーアップサポート事業／発達相談支援センターと連携した取組／国立特別支援教育総合研究所研修の受講／OT・PT・STの学校派遣／特別支援学級新担任研修／通級指導校連絡会／通級担当者研修会／特別支援学校教諭免許状の取得推進
14 様々な障害理解と障害特性に応じた指導を行う力の向上 (D-2)	
15 障害のある児童生徒の保護者への支援の充実 (D-2)	
16 同職種と情報共有する機会の充実 (D-2)	
17 幅広い知識と技能の習得 (D-3)	
18 専門的な知見を活用した指導実践 (D-2、D-3)	
19 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実 (D-3)	
20 特別支援教育を踏まえた学校経営 (D-4)	新任校長研修／二年次校長研修／新任教頭研修
21 専門性を蓄積していく校内の仕組みづくり (D-4)	
22 各校（園）内における特別支援教育の推進 (D-5)	特別支援教育コーディネーター養成研修・向上研修
23 ICT活用技術の向上	ICTによる授業づくり／デイジー教科書・個人端末等の活用／看護師の配置／巡回指導医訪問／専門家チーム・巡回相談等／OT等の学校訪問／鶴谷特別支援学校の特別支援学級訪問
24 医療的ケア児への支援の充実	
25 発達障害児教育検討専門家チーム等の活用	
26 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の活用	
27 大学との連携による実践研究の推進	障害のある児童生徒への支援に関する大学との連携推進事業／実践研究協力校
28 特別支援教育実践研究協力校の更なる推進と工夫	
29 小中学校特別支援学級における適切な教育課程の編成	教育課程の年度始届出／鶴谷特別支援学校の教育課程ヒアリング／教育課程説明会・研究協議会／授業づくり訪問
30 特別支援学校における社会的ニーズを踏まえた教育課程の編成	
31 指導と評価を一体化させた授業づくりの推進	
32 就学支援体制の充実	入学ガイダンス・教育相談会／就学支援の手引き／巡回指導モデル校連絡会／院内学級連絡会／ICTを活用した入院中の児童生徒への遠隔教育／高校通級に関するリーフレット／指導補助員、指導支援員、介助員、30時間講師の配置
33 通級による指導体制の充実	
34 入院中の児童生徒への教育機会の確保	
35 医療的ケア児の支援体制の充実	
36 高等学校等における特別支援教育体制の整備	
37 多様な教育的ニーズに対応するための教育環境の整備	
38 教育委員会による調査及び検討の実施	新たな課題に対する対応策の検討
39 各ライフステージにおける切れ目ない支援の実施	サポートファイル／個別の教育支援計画／中高連携サポートシート／各コーディネーター及びいじめ対策担当教諭等の連携／コーディネーター連絡協議会／教育と福祉の連絡調整会議／青少年対策六機関会議
40 各生活場面における一体的な支援の実施	
41 各施策をつなげる部局間の連携強化	

第5章 各施策及び具体的取組

わかってくれてありがとう！

基本方針 I

ふかめる



あなたのこともわかりたい！

多様性を認め合い、相互理解を深めることで、子ども一人ひとりが安全で、安心して過ごせる学校・地域を目指します。

施策

- A 児童生徒における相互理解の促進
- B 教職員における障害理解・障害者理解の促進
- C 保護者・市民に対する特別支援教育の理解促進

A 児童生徒における相互理解の促進

1 各教科等での理解促進

- ・特別の教科「道徳」などの教科の学習等において、教育委員会や福祉部局が作成する啓発資料を活用するなどして、障害理解や差別解消に関する教育を推進します。
- ・児童生徒が自分の特性の理解を深めつつ、多様な他者との相互理解を深められるよう、学校生活全体を通して適宜機会をとらえた指導・支援を行います。

2 交流及び共同学習の推進

- ・児童生徒の相互理解を更に深めていくため、心のバリアフリー推進事業や「ともに生きるプログラム」、「ココロンスクール」^{※34)}などを活用し、聴覚障害や知的障害、心臓や呼吸器・排せつ機能等の内部障害、発達障害等、外見からは分かりにくいとされる障害も含めて、当事者主体の障害理解教育を推進します。
- ・障害理解教育に関する既存の社会資源等（各種刊行物、研修・イベント等）に関する情報発信を積極的に行います。

3 居住地校交流の推進

- ・鶴谷特別支援学校の居住地校交流においては、これまで行ってきた通常の学級や特別支援学級との交流を更に充実させます。
- ・従来行ってきた対面での交流形態のほか、オンラインや間接交流などの工夫を行い、新しい生活様式に対応した居住地校交流を推進します。

B 教職員における障害理解・障害者理解の促進

4 校内での理解促進

- ・学校が行う児童生徒の理解・支援に資する情報交換会やケース会議等において、対象児童生徒の障害をよりよく理解することを通して、身近なところから障害理解を深めます。

※34 ともに生きるプログラム・ココロンスクール：前出※10(P.6)参照。

- 5 関係機関との情報共有による多角的な児童生徒理解の推進
 - ・保護者の了解のもと支援者会議等において関係機関から得られた情報を校内で適宜共有し、多角的な視点からの障害理解を行います。
- 6 特別支援教育推進資料^{※35)} 等による理解促進
 - ・教育委員会が作成する「特別支援教育推進資料」等を活用し、教職員一人ひとりが「障害の社会モデル」等、障害に関する内容の理解を深めます。

C 保護者・市民に対する特別支援教育の理解促進

- 7 特別支援教育の理解促進
 - ・市民団体と教育委員会が共催している私たちの作品展^{※36)}を継続するとともに、令和3年度に開始した「特別支援教育フェスティバル」を充実させ、児童生徒の作品展示及び理解啓発に関する情報発信等を通して、保護者や市民の理解を深めます。
- 8 障害のある児童生徒の地域交流の推進
 - ・より身近な地域において、障害のある児童生徒と市民との交流の接点を作ることで、特別支援教育を含めた障害理解を推進していくように、学校、地域、教育委員会が連携した取組（とも生きアート展^{※37）}を行います。
- 9 本プランの積極的広報
 - ・本プランの趣旨を、特別支援教育推進プラン 2023 分かりやすい版^{※38)}により広く市民に伝えるなど、「障害の社会モデル」の考え方や本市の特別支援教育の取組などを分かりやすく広報し、子ども一人ひとりが安全で、安心して過ごせる学校や地域になるよう努めます。

※35 特別支援教育推進資料：仙台市教育委員会が編集、刊行する特別支援教育の理解啓発に関する資料。学校現場のニーズや特別支援教育に関わる社会の動向を踏まえながら、その時々にふさわしいテーマを設け、毎年刊行している。

※36 私たちの作品展：障害児(者)を守る日実行委員会と仙台市教育委員会が共催する行事。市内小中学校特別支援学級及び特別支援学校に在籍する児童生徒の作品を通して、子どもたちと教員、保護者、市民が交流を図り、特別支援教育に対する理解を深めていくことを目的としている。

※37 とも生きアート展：仙台市教育委員会、学校、地域が協働し、障害のある人も障害のない人も自分の住む地域で「ともに生きる」ことを目的として行う取組。地域において特別支援学級に在籍する児童生徒等の作品展示を行う。

※38 特別支援教育推進プラン 2023 わかりやすい版：本プランの内容を、保護者・市民・子どもたち向けに分かりやすくまとめた資料。仙台市のホームページ上で公開(予定)。

せんせい！わかるってたのしいね！

基本方針Ⅱ

たかめる



学校の教育力や教員の指導力を高め、子ども一人ひとりの個別最適な学び・協働的な学びにつなげます。

施策

D 教員の指導力・専門性の向上

- 1 全ての教員
- 2 主に特別支援学級担任・通級指導教室担当者
- 3 主に特別支援学校教員
- 4 管理職
- 5 特別支援教育コーディネーター

E 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実

F 実践的研究の推進

D 教員の指導力・専門性の向上

(D-1 全ての教員)

10 特別支援教育の基本的理解の推進

- ・障害の特性等に関する理解と指導力を高め、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付けられるよう取り組みます。
- ・「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、児童生徒の立場から必要な支援を一緒に考え、必要に応じて合理的配慮の提供を行うとともに、児童生徒自ら合理的配慮の必要性を意思表明していくことができるような環境づくりも推進します。

11 特別支援教育の視点を持った学級経営・授業づくりの推進

- ・上記 10 の視点を持った取組を、多様な教育的ニーズのある児童生徒がいることを前提とした学級経営、授業づくりに生かすとともに、教育相談の力も高めていきます。

12 校内外の教育資源を活用した課題解決力の向上

- ・対応に苦慮する場合などに校内の特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級指導教室担当者、スクールカウンセラー等に相談する、教育委員会が作成している特別支援教育推進資料や教員向けの通信「ONE POINT」などの刊行物等から必要な情報を得る、必要に応じて関係機関等に対して専門的な助言を求めたりするなど、自ら主体的に課題を解決できる力を高めます。

(D-2 主に特別支援学級担任・通級指導教室担当者)

13 特別な教育課程の編成及び個別の教育支援計画等の作成方法の習熟

- ・特別な教育課程の編成方法や個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法等に関する専門性を身に付けることができるようになります。

14 様々な障害理解と障害特性に応じた指導を行う力の向上

- ・パワーアップサポート事業等を通して、児童生徒が示す学習上または生活上の困難の背

景を理解し、障害特性を踏まえた的確な指導・支援を行うことができるようになります。

- ・発達相談支援センターと連携し、通級指導教室担当者等の資質向上を目指した取組を行います。

15 障害のある児童生徒の保護者への支援の充実

- ・教育相談や授業参観等を通して、担任等と保護者が協働して子どもを支援する環境を整えるとともに、日々の学校生活や卒業後の進路選択等について、共に考えたり、社会資源等に関する正確な情報を提供したりするなど、保護者への支援を充実させます。

16 同職種と情報共有する機会の充実

- ・各学校の特別支援学級担任や通級指導教室担当者が指導・支援の方法について情報を共有する機会の充実を図り、教員同士の学び合いを通して専門性を高めます。

(D-3 主に特別支援学校教員)

17 幅広い知識と技能の習得

- ・特別支援学校教諭免許状の取得を推進し、免許状保有率を高めます。
- ・教育センター研修の積極的な活用を図り、より専門的な知識や経験の充実を図ります。

18 専門的な知見を活用した指導実践

- ・国立特別支援教育総合研究所^{※39)}主催の指導者研修に鶴谷特別支援学校教員等を派遣し学校全体の専門性向上につなげます。

19 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・現在行っている市立小中学校からの要請に基づくOT、PT、STの学校訪問や、教員向け研修を継続します。
- ・WEB配信を利用した研修等を充実させるとともに、受講者のニーズに応じた研修内容の見直しを図り、鶴谷特別支援学校のセンター的機能を更に充実させます。

(D-4 管理職)

20 特別支援教育を踏まえた学校経営

- ・新任校長研修、二年次校長研修等を通して、校長等の管理職がリーダーシップを發揮して学校全体としてカリキュラム・マネジメント^{※40)}を行ながら、校内の特別支援教育を推進していくようにします。

21 専門性を蓄積していく校内の仕組みづくり

- ・新任教頭研修等を通して、校内の特別支援教育に関する専門性が維持、蓄積されるような仕組みづくりを推進できるよう、管理職の資質向上を図ります。

(D-5 特別支援教育コーディネーター)

22 各校（園）内における特別支援教育の推進

- ・各校（園）において特別支援教育を推進し、主に校内委員会、校内研修の企画・運営や関係機関、他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う特別支援教育コーディネーターについて、今後も毎年度新規に養成します。また、特別支援教育コーディネーター向上研修についても中長期視点を持って計画的に実施します。
- ・今後、教員の世代交代が進行すると予想されることから、学校規模等に応じた受講者の推薦基準を適宜見直すなど、安定的に次期特別支援教育コーディネーターを養成できるように工夫します。

※39 国立特別支援教育総合研究所：我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育に関する研究活動や研修事業、情報普及活動等を推進している機関。

※40 カリキュラム・マネジメント：児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ること。

E 多様な教育的ニーズに応じた支援の充実

23 ICT 活用技術の向上

- ・児童生徒の実態を踏まえた ICT による授業づくりを推進するため、ICT 支援員等を有効に活用しながら、ICT 活用技術の向上を図ります。また、合理的配慮としての ICT 活用の実践例等を蓄積し、市立学校で情報を共有することなどの取組を行います。
- ・各学校に対して、適宜ディジタル教科書の活用や個別に調整されたタブレット端末等の校内持ち込みに関する情報提供を行い、個々の教育的ニーズに応じた支援を推進します。

24 医療的ケア児への支援の充実

- ・市立学校（園）に在籍する児童生徒のうち、毎日の授業時間帯に医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校における学習及び宿泊学習等の支援を行う看護師を配置し、安全・安心な学習環境を整えます。
- ・看護師が安全な医療的ケアを日々提供できるように、巡回指導医^{※41)}による看護師配置校訪問を充実させます。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が切れ目のない支援を受けることができるよう、個別の教育的ニーズに合わせた支援について検討します。

25 発達障害児教育検討専門家チーム等の活用

- ・発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について指導・助言を行うため専門家チームや巡回相談員を派遣します。

26 鶴谷特別支援学校のセンター的機能の活用

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒の多様な教育的ニーズに応えるため、鶴谷特別支援学校の教員が小中学校を訪問し、特別支援学校が有する指導のノウハウを生かした助言や指導を行い、特別支援学級の指導力を高めます。
- ・OT、PT を各校（園）に派遣し、各校（園）での取組に対して指導・助言を行います。
- ・ST を特別支援学級に派遣し、各校での取組等について指導・助言を行います。
- ・入学による環境の変化や入学後一定期間が経過し、支援内容の再検討が必要になる節目の時期にある児童生徒が適切な指導、支援を受けることができるよう、小学校1年生、4年生、中学校1年生が在籍する全ての肢体不自由特別支援学級に、OT 又は PT を派遣します。

F 実践的研究の推進

27 大学との連携による実践研究の推進

- ・大学との連携により障害のある児童生徒への支援について実践的な研究を推進します。得られた成果は、通級指導教室等の実践において有効に活用していきます。

28 特別支援教育実践研究協力校の更なる推進と工夫

- ・実践研究協力校について、更に効果的に教員の指導力向上につなげられるような取組の工夫を行います。その中で、日々の教育実践について教員同士が忌憚なく意見交換し、一人ひとりが有益な知見と活力を得ることができるような取組も検討していきます。

※41 巡回指導医：医療的ケア児の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図り、安心して学校生活や学習に取り組めるようすることを目的として、学校に配置された看護師に対する助言・指導等を行う医師。教育委員会が委嘱する。

基本方針Ⅲ

つくる

あつたらいいな！ あってよかった！



持続可能で多様性に応じることのできる教育資源を創出し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えます。

施策

G 教育課程の適切な編成及び運用

H 特別支援教育に関する教育環境の整備(基礎的環境整備と合理的配慮の提供)

I 新たに現出する課題への対応

G 教育課程の適切な編成及び運用

29 小中学校特別支援学級における適切な教育課程の編成

- ・特別支援教育関係年度始調査（教育課程の届出を含む）に基づき、指導主事等による指導・助言を行い、各学校が児童生徒の実態を踏まえた適切な教育課程を編成し、運用であります。
- ・毎年度実施する教育課程研究協議会での情報交換や協議等を通して、教員一人ひとりが指導内容や方法の工夫を行い、授業力を高めます。
- ・将来の自立と社会参加を見据え、児童生徒の実態を踏まえた主権者教育^{※42)} や消費者教育^{※43)} 等に取り組みます。

30 特別支援学校における社会的ニーズを踏まえた教育課程の編成

- ・鶴谷特別支援学校の教育課程について、学校と教育委員会がより一層連携を密にし、将来の自立と社会参加を見据えた進路指導の充実や上記 29 で示した主権者教育等の充実など、適宜改善を図っていきます。

31 指導と評価を一体化させた授業づくりの推進

- ・指導主事等が各特別支援学級を計画的に訪問し、指導と評価を一体化させた授業づくりを推進できる体制を作ります。

H 特別支援教育に関する教育環境の整備(基礎的環境整備と合理的配慮の提供)

32 就学支援体制の充実

- ・仙台市就学支援委員会^{※44)} における審議方法や審議の際に使用する資料等を工夫し、効率化や迅速化を図ります。
- ・毎年度当初に、校内の就学支援に関する事務説明会を実施するとともに、教育委員会が「就学支援の手引き」を作成、配布し、就学支援事務の円滑な実施を継続します。
- ・これまで実施してきた障害のある新就学児の教育相談会については、参加者数の増加に対応した相談会の持ち方（日時、会場、対象者、相談員、相談方法、相談時間等）を工夫するとともに、学びの場の決定に際しては、必要に応じて関係機関と連携しながら、丁寧な相談活動を行い、本人・保護者の意向を十分に尊重した合意形成を図ります。

※42 主権者教育：国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していく教育。

※43 消費者教育：消費者被害に遭わず、豊かな生活を送るための契約や商品の安全に関する知識を身につけることに加え、実践的な行動に結びつけることのできる能力を育む教育。

※44 仙台市就学支援委員会：教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校の就学予定者及び就学児童生徒のうち障害のある者の就学に係る教育支援について調査審議し、その結果を答申する。委員は教育、医療、心理等の専門家で構成される。

- ・次々年度に就学を迎える幼児の保護者を対象とした「入学ガイダンス」の実施を通して、特別支援に関する保護者の理解を促進するとともに、保育所等の職員に対する説明や関係資料の提供等の機会を確保し、円滑な就学支援につなげます。

33 通級による指導体制の充実

- ・令和3年度からモデル校において実施している巡回方式による指導を充実させるとともに、適宜その効果を検証しながら、自校通級、他校通級の指導形態も含め、通級指導教室の整備を進めます。

34 入院中の児童生徒への教育機会の確保

- ・院内学級において、前籍校と院内学級との間で切れ目のない学びが実現するよう、教育課程の連続性や柔軟かつ多様な学習形態や指導方法の在り方について工夫・改善を行います。
- ・院内学級が設置されていない病院に入院している児童生徒に対する遠隔教育^{※45)}について、学校、病院との連携を図りながら、よりよい在り方について工夫・改善します。

35 医療的ケア児の支援体制の充実

- ・本市における医療的ケアに関する基本的な考え方と関係者の役割等を示した「仙台市立学校・園における医療的ケア実施指針」に基づき、支援に関する事例の蓄積及び分析等を通して、安全で確実な医療的ケアの提供を行います。
- ・指導看護師による学校看護師への支援業務を更に強化し、看護師の医療面の不安の解消とスキルアップを図るとともに、学校や保護者からの医療的ケアに関わる相談について専門的な見地から助言及び指導を行います。

36 高等学校等における特別支援教育体制の整備

- ・各学校において特別支援教育に関する各種研修を実施し、教員の理解促進を図ることを通して、支援体制の整備を図ります。
- ・高等学校等での通級による指導について、対象となる生徒や保護者に対する中学校段階からのリーフレット配付など、適切な情報提供を行うことで、入学後、適切に支援に結び付くようにします。

37 多様な教育的ニーズに対応するための教育環境の整備

- ・特別支援教育指導補助員、特別支援学級指導支援員、特別支援教育介助員等を適切に配置し、学校が当該児童生徒や当該特別支援学級への効果的な指導・支援を行えるようにします。また、新規に配置し、または、継続して任用した上記職員に対して効果的な研修を行い、支援体制を一層充実させます。
- ・教育委員会内に配置している指導看護師の業務内容を整理、明確化し、医療的ケアを必要とする児童生徒の多様な教育的ニーズに応えます。
- ・必要に応じて障害のある児童生徒の転入学・進級等に伴う教室環境の整備を行い、安全・安心な学校生活を送れるようにします。
- ・特別支援教育コーディネーターにおける校務の兼任による時間的な制約の課題を改善し、コーディネート機能の発揮しやすい環境づくりを進めます。

I 新たに現出する課題への対応

38 教育委員会による調査及び検討の実施

- ・社会状況の変化や法令の改正等により、新たな課題が生じた場合には、教育委員会において速やかに情報収集及び研究に努め、事業化の有無を含めた検討を行います。

※45 遠隔教育：病気療養のために病院又は診療所に長期入院が必要で、在籍する学校に通学できず教育が受けられない児童生徒に対して、離れた場所同士で映像や音声などのやり取りを行うためのシステムを活用した同時双方向型で行う教育。

基本方針IV

つなげる



学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的で
一体的な切れ目のない支援の提供を目指します。

施策

J 切れ目のない一体的な支援の実現

K 学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援

L 本プランの理念の共有

J 切れ目のない一体的な支援の実現

39 各ライフステージにおける切れ目のない支援の実施

- ・母子保健を担当する子供未来局が実施する「5歳児のびのび発達相談」等との連携により、保護者への就学に関する相談活動や情報提供を充実させます。
- ・専門機関と保護者が一緒に作成するサポートファイル等を有効に活用し、就学後の支援が円滑かつ適切に行われるようになります。
- ・各学校における個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用状況を検証し、課題を改善していくとともに、引継ぎに関する好事例等を収集、周知するなど、更なる活用に向けた取組を行います。
- ・仙台中高連携サポートシート等を活用した引継ぎの事例を増やし、高等学校等への引継ぎの充実を図ります。

40 各生活場面における一体的な支援の実施

- ・校内に配置されている特別支援教育コーディネーター、不登校支援コーディネーター、いじめ対策担当教諭等が連携を強化し、障害のある児童生徒の多面的な理解に基づく支援の実施に努めます。また、家庭や相談支援に関わる関係機関や関係団体等との連携を深め、切れ目のない支援を提供します。
- ・特別支援教育コーディネーターが一堂に会して情報交換や研修等を行う「特別支援教育コーディネーター連絡協議会」において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園職員や児童館、放課後等デイサービス事業所職員等と情報交換や合同研修会等を行います。
- ・児童生徒への一体的な支援のため、支援計画の作成に当たり、保護者の意向や同意を踏まえ、当該児童生徒が放課後活動の場として利用している児童館、放課後等デイサービス事業所や相談支援事業所と情報共有や課題検討を行う機会を設け、支援計画が相互に関連性を持てるよう連携します。

41 各施策をつなげる部局間の連携強化

- ・教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが相互に連携し、定期的に実施している「特別支援教育と発達障害児支援に関する連絡調整会議」等の諸会議や日常的に行う情報交換の充実を図り、現行の施策の調整や改善を図ります。
- ・仙台市青少年対策六機関会議^{※46)}において、障害のある児童生徒をめぐる様々な教育課題等について情報交換を行い、相互に連携した円滑な業務の遂行を図ります。

K 学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援

42 特別支援学級・特別支援学校と労働関係機関等との連携の推進

- ・中学校特別支援学級や特別支援学校において行っている産業現場等における実習等に関する情報をデータベース化するなど事例を共有できる体制を整え、進路指導の充実を図ります。
- ・障害のある生徒の教育的ニーズを踏まえた産業現場等における実習が行えるように、各校において労働関係機関との連携を推進するとともに、教育委員会での実習の受入れも継続・拡充します。

43 仙台自分づくり教育の推進

- ・全ての教育活動を通して児童生徒一人ひとりの自己選択、自己決定の力を伸長するとともに、自己肯定感や自己有用感を育み、生涯学習への意欲の向上につなげます。
- ・障害のある児童生徒が自分の特性の理解を深め、将来の自立や社会参加に結び付けられるように、学校と保護者、専門機関等が連携して本人を支援します。
- ・小中学校特別支援学級及び特別支援学校において、学校卒業後を見据え、文化・芸術・障害者スポーツ等、生涯学習につながる学習を積極的に推進します。

44 生涯学習に関する情報提供の充実

- ・本人・保護者が生涯学習に関する社会資源に容易にアクセスできるよう、関係機関と連携した情報提供の充実を図ります。

L 本プランの理念の共有

※ 本プランの積極的広報（C-9再掲）

- ・本プランの趣旨を、「仙台市特別支援教育推進プラン 2023 分かりやすい版」により広く市民に伝えることで、本市の特別支援教育の理解者を増やし、子ども一人ひとりが安全で、安心して過ごせる学校・地域になるよう努めます。

※46 仙台市青少年対策六機関会議：青少年対策に関わりをもつ教育局教育相談課、同特別支援教育課、子供未来局児童相談所、同子供相談支援センター、健康福祉局北部発達相談支援センター、同南部発達相談支援センターの6つの機関で構成されている。定期的に合同会議を開催し、相互に連携した円滑な業務の遂行を図っている。

第6章 本プランの推進にあたって

1 持続可能な開発目標(SDGs)との関連

本プランの上位計画である教育構想では、本市の教育施策と持続可能な開発目標(SDGs)との関連について以下のように示しています。今後、本市の特別支援教育では、本プランに関わる全ての人とのパートナーシップを強化し、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進するとともに、様々な教育的ニーズに応じた教育機会を提供することを通して、障害のある全ての子どもに、個別最適な学び・協働的な学びを保障し、生涯学習につながる支援を行っていきます。

教育構想全体に関連する項目



<目標4>
質の高い教育を
みんなに



<目標17>
パートナーシップで
目標を達成しよう

本プランと関連の深い項目



<目標10>
人や国の不平等を
なくそう



<目標16>
平和と公正をすべて
の人に

2 達成状況の点検及び評価

本プランにおける施策については、定期的に点検・評価を行い、達成状況を確認しながら、着実な遂行に努めます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の項目としている施策については、その点検・評価の結果を活用します。

3 多様な主体とのパートナーシップの強化による取組の推進

障害のある子どもの育ちや日々の生活には教育、医療、保健、福祉、労働等の各機関や各関係団体が深く関わっています。本プランの推進にあたっては、これらの機関、団体とのパートナーシップを強化しながら進めてまいります。特に府内において、健康福祉局や子供未来局と密接に連携し、情報共有を図りながら取り組みます。

そして、何よりも子どもたちにとって最も身近な存在である学校・家庭・地域が、本プランの理念や基本方針への理解を深め、多様な主体が一体となって取組を推進していくけるよう、本プランの情報発信にも力を入れていきます。

4 課題やニーズに応じた的確な対応

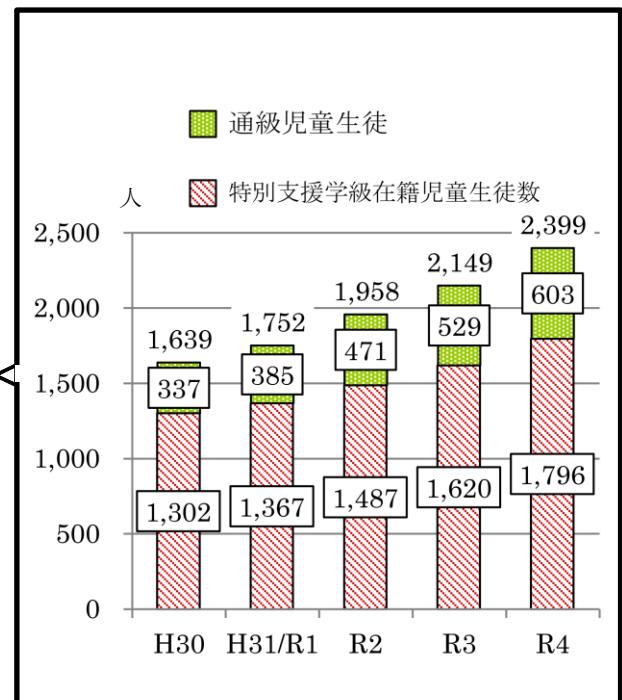
国の動向や本市の特別支援教育の状況変化に応じて、課題や新たなニーズが生じた場合には、情報を整理し、施策について検討するなどの的確に対応します。

資料1

仙台市の特別支援教育の現状

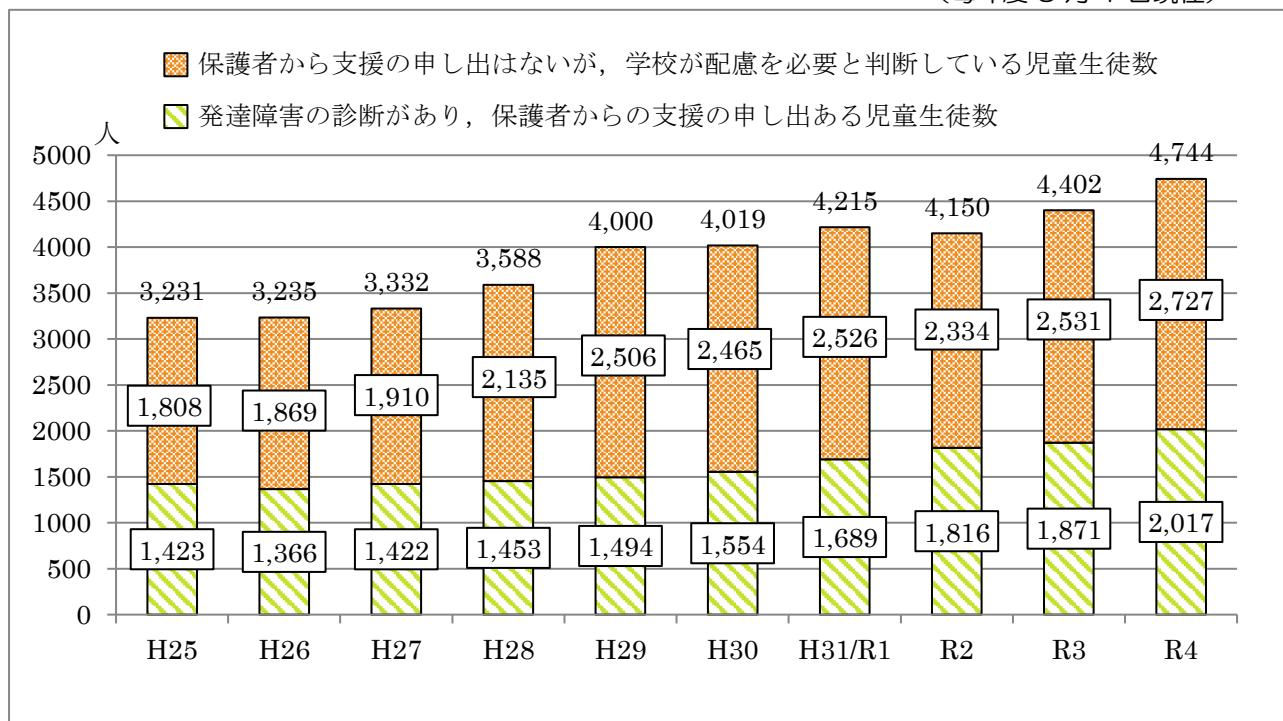
- 1 市立学校在籍児童生徒数と特別な教育の場を活用している児童生徒数の推移(毎年度 5月 1日現在)
 ※高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部を除く

年度		H30	2019	R2	R3	R4
在籍者数 (人)	小学校 特別支援学校小学部	52,593	52,641	52,348	51,866	51,860
	中学校 中等教育学校前期課程 特別支援学校中学部	25,051	24,690	25,019	25,546	25,685
	全児童生徒数 (計)	77,644	77,331	77,367	77,412	77,545
	特別 教 育 を 受 け て い る 児 童 生 徒 数 (人)	通級による指導 対象児童生徒数	337	385	471	529
特別 教 育 を 受 け て い る 児 童 生 徒 数 (人)	特別支援学級 在籍児童生徒数	1,302	1,367	1,487	1,620	1,796
	特別支援学校 在籍児童生徒数	90	90	90	89	90
	児童生徒数 (計)	1,729	1,842	2,048	2,238	2,489
	全児童生徒数に占める特別 支援教育を受けている児童 生徒の割合	2.23%	2.38%	2.65%	2.89%	3.21%



- 2 市立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害及び発達障害等の可能性のある児童生徒数の推移

(毎年度 5月 1日現在)



資料2

仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会

1 仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会 委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	植木田 潤	宮城教育大学 教授
副委員長	渡部 智之	仙台市立館中学校 校長
委員	荒ひろみ	お母さんの部屋まろん 顧問
委員	伊藤 清市	宮城県障がい者福祉協会 副会長
委員	発生川 義浩	仙台市立鶴谷特別支援学校 校長
委員	小岩 孝子	NPO 法人「FOR YOU にこにこの家」 理事長
委員	牛来 拓二	仙台市立仙台大志高等学校 校長
委員	高橋 昌子	仙台市立大沢小学校 校長
委員	和史朗	東北福祉大学 准教授
委員	門田 優子	仙台市第二自閉症児者相談センター センター長

(敬称略)

2 仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会協議経過

第1回検討委員会 令和4年4月25日	・委員委嘱、検討依頼、会議開催運営について ・仙台市特別支援教育推進プラン 2018 の取組状況と課題の把握
第2回検討委員会 令和4年6月7日	・本プランの基本方針に関する検討
第3回検討委員会 令和4年7月19日	・本プランの施策の体系に関する検討 ・本プランの事業・具体的取組に関する検討
第4回検討委員会 令和4年9月6日	・本プラン（中間案）の検討
第5回検討委員会 令和4年12月22日	・本プラン（最終案素案）の検討
第6回検討委員会 令和5年1月24日	・本プラン（最終案）の確認 ・報告

資料3

仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会設置要綱

(平成28年7月4日教育長決裁)

(設置目的)

第1条 本市における今後の特別支援教育推進の基本方針を示す「仙台市特別支援教育推進プラン」を策定するに当たり、専門的知見を有する者及び市民からの参考意見を徴することを目的として、仙台市特別支援教育推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 本市における今後の特別支援教育推進の基本方針に関すること
- (2) 本市における特別支援教育を推進するための体制整備及び人材育成等に関すること
- (3) その他、本市における特別支援教育に関すること

(構成)

第3条 委員会は、次に関する者のうちから教育長が委嘱、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 学校教育（校長）
- (4) その他教育長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱、又は任命された日から「仙台市特別支援教育推進プランについて（最終報告）」を教育長に報告する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育局学校教育部特別支援教育課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則（平成28年7月4日施行）

この要綱は、平成28年7月4日から施行する。

表紙絵の紹介 1

作品の写し

(所属)
(氏名)

表紙絵の紹介 2

作品の写し

(所属)
(氏名)

仙台市特別支援教育推進プラン 2023 について（最終報告）
